

# 茨城県高圧ガス容器適正管理指針

## 1. 目的

この指針は、高圧ガス容器を適正に管理し高圧ガス容器の放置を防止するとともに放置容器による災害の発生を防止し、公共の安全の確保を目的とする。

## 2. 適用範囲

この指針は、高圧ガス保安法（昭和 26 年 法律第 204 号）第 41 条に規定する容器（内容積 1 リットル以上の容器。以下「高圧ガス容器」という。）を使用して高圧ガスの製造、貯蔵、販売、移動、消費、廃棄を行う者及びこれらに関する団体等について適用する。

## 3. 用語の定義

### （1） 放置容器

現に所有者又は消費者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

### （2） 高圧ガス供給事業者

高圧ガスの販売を事業とする者をいう。

### （3） 高圧ガス消費事業者

高圧ガス容器に充てんされた高圧ガスを消費する者をいう。ただし、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」（昭和 42 年 法律第 149 号）第 2 条第 2 項に規定する「一般消費者等」を除く。

### （4） 関係団体等

一般社団法人茨城県高圧ガス保安協会、その他の高圧ガス保安団体、高圧ガス消費事業者で組織する団体等をいう。

### （5） その他の用語については、原則として高圧ガス保安法の例による。

## 4. 高圧ガス容器の適正な管理を行うための措置

（1） 高圧ガス供給事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 常に、高圧ガス容器の所有者を明確に識別できるようにすること。

イ 高圧ガスの販売にあたっては高圧ガス容器を貸与しているのか売却しているのかを明確にし、高圧ガス消費事業者にその旨を説明すること。

ウ 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に高圧ガス消費事業者の連絡先を把握し、自らの取り扱う高圧ガス容器の管理を行うこと。

エ 1年以上使用されていないことが判明した高圧ガス容器は、高圧ガス消費事業者と協議のうえ、迅速に回収すること。

オ 同一の高圧ガス容器を腐食が進行しやすい環境に継続して留置しないこと。

カ 少なくとも1年間を通じて2回以上、高圧ガス消費事業者における高圧ガス容器の管理状況などを調査し、必要な指導を行うこと。

キ 高圧ガスの消費、貯蔵、移動及び廃棄の基準の遵守及び容器の適正管理について高圧ガス消費事業者に対し要請及び指導を行うこと。

(2) 高圧ガス消費事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるように努めなければならない。

ア 高圧ガス容器管理台帳を備え、常に高圧ガス容器の受け払い状況等を管理すること。

イ 高圧ガスに関する保安管理組織を設けて高圧ガス容器の管理責任者を置くこと。

ウ 高圧ガス容器は容器置場で管理し、作業開始時及び作業終了時等に管理状況を適切に確認すること。

エ 使用しなくなった高圧ガス容器は、速やかに高圧ガス供給事業者に戻却すること。

オ 残ガス容器および充てん容器であっても腐食の進行しやすい環境に留置しないこと。

カ 高圧ガス容器を運搬する際には、高圧ガスの移動の基準を遵守すること。

キ 使用しなくなった高圧ガス容器は絶対に工事現場等に放置しないこと。

ク 容器を紛失あるいは盗難にあった場合は、高圧ガス供給事業者に速やかに連絡すること。

ケ 高圧ガスを取り扱う従業員に対して、1年間を通じて1回以上高圧ガスの保安のみならず高圧ガスの性質、法規等に関する教育を実施すること。

(3) 関係団体等はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めなければならない。

高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、高圧ガス供給事業者及び高圧ガス消費事業者に対し啓発を行うこと。

#### 5. 放置容器を処理するための措置

(1) 高圧ガス供給事業者及び関係団体等は、放置容器を発見した場合に迅速かつ適正に処理するために次の措置をとるよう努めなければならない。

ア 放置容器の処理体制を確立すること。

イ 放置容器を発見した者から速やかに通報を受ける体制を確立すること。

ウ ア及びイについて高圧ガス消費事業者に対し周知すること。

(2) 高圧ガス供給事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めなければならない。

放置容器を発見した者から回収依頼があった場合には、自らの所有でない容器であっても回収すること。

なお、自らの所有でない容器を回収した場合は、関係団体等を通じ所有者に返却する措置をとること。

(3) 高圧ガス消費事業者はこの指針の目的を達成するため、次の措置をとるよう努めなければならない。

工事現場等において放置容器を発見した場合は、速やかに高圧ガス供給事業者又は関係団体等に連絡すること。

6. 附則

この指針は、平成22年12月15日から施行する。

この指針は、令和2年4月1日から施行する。